

月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年2月19日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載

（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

（計100点）

類似業務経験の分野	港湾施設計画・設計に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシアは約 55,000 キロメートルに及ぶ海岸線を有し、その管轄海域には、マラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡等、国際的な海上交通の要衝が多くあり、特にマラッカ・シンガポール海峡は日本に輸入される石油の約 9 割が通航する、日本にとっても極めて重要な海上交通路である。また、世界第 3 位の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）を持ち、海洋資源の宝庫で、2019 年の漁船漁業生産量 752 万トン、養殖業生産量 1,589 万トンと中国に次ぐ世界第 2 位（水産白書、2020 年）であり、海運・水産業が当国の基幹産業の一つとなっている。

他方、インドネシアの管轄海域では外国漁船が違法漁業による乱獲を実施し、インドネシアの海洋資源の損失に繋がっており、海洋水産省によれば、洋上での外国の冷凍運搬船や加工業者への不法転載を含め、インドネシアでの違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）による損害額は、年間約 3 兆円と見積もられている（海洋・漁業資源監視強化のための監視船整備に関する情報収集・確認調査（2019 年））。

かかる状況を踏まえ、2014 年に発足したジョコ政権は、「海洋国家構想」を掲げ、海洋における法の支配、持続的な海洋水産資源を元にした経済発展等を重要戦略と位置付けている。また、「国家中期開発計画（2020 年～2024 年）」では、持続可能な漁業管理（漁業管理区に基づく水産資源管理）に加えて、海洋における IUU 漁業を含む犯罪対策として、海洋安全保障に関わる組織間協力、インフラ、制度等の強化を推進している。更に、海洋水産省は「海洋水産資源監視戦略計画（2020 年～2024 年）」を策定し、監視拠点基地を年間約 15 か所ずつ強化

することで、漁業管理区域（排他的経済水域（EEZ））における違法漁業の監視範囲を54%（2020年）から75%（2024年）まで拡大することを目標に掲げている。

海洋水産省は、IUU 漁業対策の強化のための監視拠点基地や監視船の増強を進めているところであるが、必要なインフラ整備計画の策定、効率的かつ職員の安全を考慮した取締体制や人材教育の推進、国際的な海洋資源の利用調整の推進など、多くの検討課題を抱えている。限られた予算の中で違法漁業監視体制の強化を達成するため、監視拠点基地となる海洋・漁業監視インフラ施設の開発計画及び優先事業計画の策定及び同計画策定・管理能力の強化を目的として開発計画調査型技術協力「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）が要請された。

本詳細計画策定調査は、開発計画調査型技術協力の実施に向けて、要請背景、インドネシアにおける本プロジェクトを取り巻く状況を確認、収集した情報を分析・整理した上で、インドネシア側とプロジェクトの協力の枠組みについて確認・協議し、プロジェクト実施に関する協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）で合意すると共に、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年3月上旬～2024年3月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、インドネシア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。なお、JICA から、別途実施している「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・

確認調査」で収集した情報を一部提供するので、海洋状況把握にかかる我が国方針及び JICA が検討中の協力量針を踏まえ、調査内容に重複が生じないように留意する。

- ② 事業内容について、担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加し、議事録（案）の作成に協力する。

(2) 現地業務（2024 年 3 月中旬～2024 年 4 月上旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答、上記（2）②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア) 要請背景・内容を確認する。
 - イ) 関連政策、開発計画、法令を確認する。
 - ウ) 他ドナー事業を含む関連事業計画・実施状況を確認する。
 - エ) 「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の策定」について、既往開発計画との関係を確認し、それぞれの開発計画の位置づけ・対象範囲・構成内容を確認する。
 - オ) 監視拠点基地の各分類（Base Office、Station Office、Supervisory Unit）の位置づけ、人員配置、運用方法、施設・機材要件、中央・地方の連絡調整・指揮命令体制等を確認する。
 - カ) 監視拠点基地の将来開発計画及び開発優先度を確認し、優先事業の事業内容を確認する。
 - キ) バタム監視拠点基地を視察し、担当分野に関する運用状況・課題を分析する。
- ④ 気候変動対策リスクを考慮した「海洋・漁業インフラ施設開発計画の策定」「海洋・漁業インフラ施設優先事業プレ FS」が実施されるよう、気候変動に係る活動や調査項目を検討する。検討の際には「JICA 気候変動対策支援ツール 15. 再生可能エネルギー／太陽光・風力等」等を参照すること。
- ⑤ 「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の策定」「海洋・漁業監視インフ

ラ施設優先事業 FS 調査の実施」に関して現地再委託を請負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

- ⑥ 「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画」の位置づけ・構成内容について、他の担当分野の業務従事者及び JICA 調査団員と協議の上、提案する。具体的には以下のとおり。

ア) (2) ③を通じて、新規開発計画を策定する特別な理由が無いと判断される場合は、既往開発計画を改訂し、同計画の一部として又は同計画を包含する形とすることを検討・提案する。

イ) 監視拠点基地の施設利用方法について、実施機関「海洋水産省資源監視総局 (PSDKP)」が専有するのではなく、組織間で共同利用することにより投資効果の最大化及び組織間の連携向上による効果的な監視業務の実施が図られる。監視拠点基地の施設共同利用について協議するために漁業管理・海上保安機関が関係機関として本事業に参加することを検討・提案する。

ウ) 想定する各活動の実施に必要な体制(関連する組織、分野別能力・人数)の案を検討・提案する。

- ⑦ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、インドネシア側からの意見について、担当分野の観点からコメントし、事業目的に沿った詳細計画の検討及び協議を支援する。
- ⑧ 調査結果に基づき、担当分野の観点から討議議事録 (R/D: Record of Discussions) (案) (英文) を他の担当分野の業務従事者及び JICA 調査団員とともに検討する。
- ⑨ 関係者との協議で合意された内容を基に、担当分野の観点から R/D(案) (英文) 及び M/M (Minutes of Meetings) (案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA の調査団員に共有し、JICA インドネシア事務所に報告する。

(3) 整理業務 (2024 年 4 月上旬~2024 年 4 月下旬)

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② (3) ①を踏まえて担当分野の観点から事業内容について追加検討し、必要に応じて R/D (案) (英文) の更新に協力する。

- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2024 年 4 月 30 日（火）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

日本・インドネシアの往復航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。国際便（日本・ジャカルタ往復）は直行便を想定していますが、これ以外を排除するものではありません。また、バタム監視拠点基地視察のためにインドネシア国内航空（ジャカルタ・バタム往復）を利用しますが、この航空券は JICA より支給します（見積書への計上不要）。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 3 月 17 日～2024 年 4 月 4 日（現地滞在日 2024 年 4 月 3 日まで、日本帰国日 2024 年 4 月 4 日）を予定しています。（※ただし、安全管理上の理由につき、約 1～2 か月後ろ倒しになる可能性が

あります。)

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、JICA の調査団員不在期間中に本業務従事者が現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 海洋・漁業監視計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) 施設計画・設計 (本コンサルタント)
- オ) 船舶運用・維持管理 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- カ) 環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) インドネシア国内航空券手配：あり
- オ) 通訳備上：あり (英語⇄インドネシア語)
- カ) 現地日程のアレンジ：主要な協議日程は JICA がアレンジします。
- キ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第二チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本プロジェクト要請書
- ・詳細計画策定調査計画 (社会基盤部作成資料)
- ・インドネシア中期国家開発計画 (RPJMN)
- ・海洋漁業資源監督戦略計画 (2020-2024)
- ・漁業監視船長期配備計画 (2018-2038)

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
- ・「気候変動対策支援ツール（JICA Climate FIT：緩和策 Mitigation）」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html
 - ・「気候変動対策支援ツール（JICA Climate FIT：適応策 Adaption）」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html
 - ・「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（案）」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/dai21/21gijisidai.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ）配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください

い。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上